

令和6年度旭川市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業者に係る公募の審査結果について、次のとおり公表します。

1. 事業名 令和6年度旭川市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業

2. 応募施設数 7施設

3. 選定施設

旭川市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業審査基準に基づき、応募のあった7施設から次の4施設を選定する。

- (1) 藤原さんち保育園（定員3名） 【南エリア】 緑が丘東 3-1
- (2) 隣保会乳児保育所（定員3名） 【北エリア】 本町 2
- (3) 認定こども園わんぱく保育園分園第一にこここ園（定員3名）
【南エリア】 2条通 11
- (4) 認定こども園西神楽宮前こども園（定員3名） 【南エリア】 西神楽南 1-1